

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 10 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の扶養手当に関する規則等の一部改正について
提 案 理 由	令和6年度の人事委員会勧告に基づく堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）等の一部改正を踏まえ、扶養手当の支給に関する事項、勤勉手当の成績率及び特定任期付職員の勤勉手当の支給に関する事項等について改定等を行うこととし、所要の改正を行うもの
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の趣旨 (1) 扶養手当の支給対象について経過措置を設けるもの (2) 特定任期付職員以外の職員の令和7年6月以降に支給する勤勉手当の成績率を改定するもの (3) 特定任期付職員に係る成績率の割合を新たに定めるもの (4) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和7年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 10 号

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則等の一部改正について

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則等の一部について、次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 24 日
堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 関 百 合 子

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正)

第1条 堺市立学校職員の扶養手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(令和6年改正条例附則第6項の規定が適用される間の読替え)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条中「条例第10条の2第2項」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第41号）第6項の規定により読み替えられた条例第10条の2第2項」とする。

(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」の次に「及び特定任期付職員（堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下「特定任期付職員」という。）以外の職員」を加え、同項第1号中「100分の107.5超100分の112.5」を「100分の105超100分の110」に、「100分の127.5超100分の137.5」を「100分の125超100分の135」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第19条第1項第1号中「100分の51.25超100分の53.75」を「100分の50超100分の52.5」に、「100分の61.25超100分の66.25」を「100分の60超100分の65」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特定任期付職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5超100分の92.5以下
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の87.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5未満

別表中「（平成16年条例第8号）」を削る。

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第3条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第19条第1項」を「並びに第19条第1項及び第2項」に、同条第2号中「及び第19条第1項第1号」を「並びに第19条第1項第1号及び第2項第1号」に、同条第3号中「及び第19条第1項第2号」を「並びに第19条第1項第2号及び第2項第2号」に、同条第4号中「及び第19条第1項第3号」を「並びに第19条第1項第3号及び第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３２号）新旧対照表（第１条関係）

現行	改正後（案）
（扶養親族の範囲） 第２条 条例第１０条の２第２項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 （１）職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （２）（略） 附 則 （経過措置） ２ （略） （追加）	（扶養親族の範囲） 第２条 条例第１０条の２第２項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 （１）職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （２）（略） 附 則 （経過措置） ２ （略） <u>（令和６年改正条例附則第６項の規定が適用される間の読替え）</u> ３ <u>令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、第２条中「条例第１０条の２第２項」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年条例第４１号）第６項の規定により読み替えられた条例第１０条の２第２項」とする。</u>

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３３号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（勤勉手当の成績率） 第１８条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>１００分の１０７．５超１００分の１１２．５</u>以下（管理職員（条例第２２条第２項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）にあつては、<u>１００分の１２７．５超１００分の１３７．５</u>以下） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>１００分の１０７．５</u>（管理職員にあつては、<u>１００分の１２７．５</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>１００分の１０７．５</u>未満（管理職員にあつては、<u>１００分の１２７．５</u>未満） ２ （略） 第１９条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる	（勤勉手当の成績率） 第１８条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員<u>及び特定任期付職員（堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１６年条例第８号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下「特定任期付職員」という。）</u>以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>１００分の１０５超１００分の１１０</u>以下（管理職員（条例第２２条第２項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）にあつては、<u>１００分の１２５超１００分の１３５</u>以下） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>１００分の１０５</u>（管理職員にあつては、<u>１００分の１２５</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>１００分の１０５</u>未満（管理職員にあつては、<u>１００分の１２５</u>未満） ２ （略） 第１９条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる

職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。	職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.25超100分の53.75以下</u>（管理職員にあっては、<u>100分の61.25超100分の66.25以下</u>） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の51.25</u>（管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の51.25未満</u>（管理職員にあっては、<u>100分の61.25未満</u>）	(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50超100分の52.5以下</u>（管理職員にあっては、<u>100分の60超100分の65以下</u>） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の50</u>（管理職員にあっては、<u>100分の60</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の50未満</u>（管理職員にあっては、<u>100分の60未満</u>） <u>2 特定任期付職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</u>
(追加)	(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.5超100分の92.5以下</u>
	(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87.5</u>
	(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.5未満</u>
<u>2</u> 前条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の成績率について準用する。	<u>3</u> 前条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の成績率について準用する。

別表（第3条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る職務段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
(略)		
堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第7条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10

別表（第3条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る職務段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
(略)		
堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10

堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３４号）新旧対照表（第３条関係）

現行	改正後（案）
（定義） 第２条 この規則（第９条第２項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区分 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３３号。以下この条において「期末勤勉手当規則」という。）第１８条第１項及び第１９条第１項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第９３号。第３号及び第４号において「会計年度給与規則」という。）の職員の区分をいう。 (2) 区分１ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第１号及び第１９条第１項第１号に掲げる勤務成績が優秀な職員の区分をいう。 (3) 区分２ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第２号及び第１９条第１項第２号並びに会計年度給与規則第１０条第９項第１号に掲げる勤務成績が良好な職員の区分をいう。 (4) 区分３ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第３号及び第１９条第１項第３号並びに会計年度給与規則第１０条第９項第２号に掲げる勤務成績が良好でない職員の区分をいう。 (5)～(8) (略)	（定義） 第２条 この規則（第９条第２項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区分 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成２９年教育委員会規則第３３号。以下この条において「期末勤勉手当規則」という。）第１８条第１項並びに第１９条第１項及び第２項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第９３号。第３号及び第４号において「会計年度給与規則」という。）の職員の区分をいう。 (2) 区分１ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第１号並びに第１９条第１項第１号及び第２項第１号に掲げる勤務成績が優秀な職員の区分をいう。 (3) 区分２ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第２号並びに第１９条第１項第２号及び第２項第２号並びに会計年度給与規則第１０条第９項第１号に掲げる勤務成績が良好な職員の区分をいう。 (4) 区分３ 期末勤勉手当規則第１８条第１項第３号並びに第１９条第１項第３号及び第２項第３号並びに会計年度給与規則第１０条第９項第２号に掲げる勤務成績が良好でない職員の区分をいう。 (5)～(8) (略)